

銚田・大洗広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、銚田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年銚田市条例第33号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。